

Title	セリム3世期イスタンブルの売買独占禁止令： 野菜取引の事例を中心に
Sub Title	The prohibition of trading monopoly in Istanbul during the Selim III period : a case study of the vegetable trade
Author	藤木, 健二(Fujiki, Kenji)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2022
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.53 (2022. 3) ,p.85- 98
JaLC DOI	
Abstract	本稿では、オスマン帝国スルタン・セリム3世の命で施行されたイスタンブルにおける売買独占禁止令について、イスタンブル・シャリーア法廷台帳を主な史料として検討する。青果卸売市場（セブゼハーネ）における野菜取引を事例とし、そこで扱われた商品の種類や産地などを明らかにしつつ、野菜小売商らの仕入れをめぐる独占のあり方とその禁止令前後における変遷について考察する。結論では、独占をめぐる政策の連続性や禁止令の意義、野菜の価格高騰の要因などについて言及した。
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000053-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000053-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# セリム3世期イスタンブルの売買独占禁止令： 野菜取引の事例を中心に

藤 木 健 二

## 要旨

本稿では、オスマン帝国スルタン・セリム3世の命で施行されたイスタンブルにおける売買独占禁止令について、イスタンブル・シャリーア法廷台帳を主な史料として検討する。青果卸売市場（セブゼハーネ）における野菜取引を事例とし、そこで扱われた商品の種類や産地などを明らかにしつつ、野菜小売商らの仕入れをめぐる独占のあり方とその禁止令前後における変遷について考察する。結論では、独占をめぐる政策の連続性や禁止令の意義、野菜の価格高騰の要因などについて言及した。

## 1. はじめに

オスマン帝国治下のイスタンブルでは、当初より特定の商工民による独占的な仕入れ・生産・販売が政府によって認められた。17世紀初頭頃から一定の制度を備えた同職組合が組織されるようになり、17世紀から18世紀にかけて役員制度や店舗・工房数を規定するゲディキ（gedik）制度が整備されたことで、そうした独占は次第に強化された<sup>1</sup>。こうして売買や生産の独占は商工民・同職組合の経済的基盤となったが、18世紀後半以降、イスタンブルにおける食糧・物資の不足と価格高騰が次第に深刻化すると<sup>2</sup>、スルタン・セリム3世（在位1789-1807年）は1789年に一部の商品における売買の独占を禁止したのである。

これまでセリム3世期のイスタンブルについては多様な視角から研究がな

---

『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第53号（2022）pp.85-98

され、とりわけ近年では食糧・物資供給や人口増加・抑制、商工民・同職組合などに焦点を当てた社会史研究が注目を集めてきたが、上述の売買独占禁止令はそれらの研究において看過される傾向にあった<sup>3</sup>。関連史料を紹介したエルギンの研究やゲディキ制度と関連付けて考察したアイヌラルやアカルルの研究はあるが<sup>4</sup>、それらを例外とすれば、この禁止令は殆ど言及すらなされてこなかったのである。こうした研究の現状において、命令の内容や執行の過程といった禁止令の実態解明が当面の課題であり、その克服には具体的事例の検討と蓄積を進めていく必要があるだろう<sup>5</sup>。そこで本稿では、セリム3世期イスタンブルにおける売買独占禁止令の実態について、イスタンブル・シャリーア法廷台帳<sup>6</sup>や大統領府オスマン文書館所蔵文書を主な史料として検討していきたい。まず売買独占の禁止を命じた宸筆文書を精査し、その具体的内容と検討課題を整理する。その上で宸筆文書に独占禁止の対象として明示された野菜取引の事例に的を絞り、売買独占禁止令の実態について、その発令以前の状況を整理しつつ可能な限り明らかにしたい。

## 2. 売買独占禁止令

セリム3世は従来イスタンブルの商工民らに認めてきた売買の独占について大宰相代行 (Kā'im-makām Paşa) に宛てて一通の書簡を記した<sup>7</sup>。「白紙の上に記された宸筆」(beyaz üzerine hatt-ı hümâyûn) に分類されるこの文書には日付が記されていないが<sup>8</sup>、法廷台帳に記録されたイスラーム暦1203年ズー・アル＝カアダ月2日 (西暦1789年7月25日) 付の命令 (buyuruldu) にその引用があることから<sup>9</sup>、少なくともセリム3世の即位したイスラーム暦1203年ラジャブ月11日 (西暦1789年4月7日)<sup>10</sup>から上記の命令の日付までの間に書かれたと考えられる。

この宸筆の全文は以下のとおりである。

大宰相代行

物の価格が高騰している理由を問うた。[イスタンブルに] 着いた如

何なる物も特定の商工民 (esnâf) が [仕入れや販売を] 独占 (kendüye münhasır) し、[それを認める] 命令 (fermânlar) を要請して、他者が購入できない状況を引き起こしてきた。保存の効く食糧 (erzâk) の類いにおいて、こうした規定 (nizâm) は妨げにならない。事実、[仕入れを] 希望する全ての者が仕入れれば、やがて穀物 (zahîre) は枯渇するであろう。しかし野菜 (sebzevât) [の仕入れ] を仲買人たち (madrabazlar) に独占 (inhisâr) させたり、またアンカラ産のシャーリー (Engürü şâlisi)<sup>11</sup>やその類いといった他の全ての物 [の売買] を個々の商工民に制限 (mahsûriyyet) したり、他者が売買できないようにしたりすることは何のためになるのか？生活必需品 (havâyic-i zarûriyye) であり、欠乏すれば住民に害となる獣脂 (don yağı) やそれに類する物の規定は継続せよ。その他については関連する記録を逐一取り出させ、継続すれば害となる [規定] は余の御前への請願 (huzûruma 'arz) によって記録を無効 (terkin) とさせるように。[かつて] 規定として定められたものは、いまや違法 (nizâmsızlık) である。これらの全てについて住民に害が及ばぬよう規定を定めることが余の望みである。適切に注視されること<sup>12</sup>。

この宸筆においてセリム3世は、当時のイスタンブルにみられた価格高騰の要因として、政府の公認のもとで商工民や仲買人が独占的に卸売・小売を行う商業のあり方を指摘し、今後も独占を継続させることの妥当性に疑問を呈した。保存の効く食糧や獣脂などの生活必需品についてはその必要性を認める一方、野菜などの生鮮食品やシャーリーなどの非生活必需品に対しては売買独占の撤廃・禁止を宣言し、それらを公認する過去の規定や記録を無効とするように命じたのである。保存の効く食糧や生活必需品が自由な売買によって「枯渇」し「欠乏」する理由は殆ど説明されていないが、それらの性質上、却って買い占め・退蔵、都市外への流出による不足や価格高騰を招くと判断したのではないかと考えられる<sup>13</sup>。

この宸筆は先述のイスラーム暦1203年ズー・アル＝カアダ月2日（西暦

1789年7月25日) 付の命令 (buyuruldu) によってイスタンブル法廷のカーディーに伝えられた。そこでは同カーディーに対して、宸筆に従って野菜小売商とシャーリー商人 (şâlicî) の規定を整備 (tanzîm) すること、更にその他の職業についても必要に応じて法廷台帳の記録を調査することが命じられたのである<sup>14</sup>。このように売買独占禁止令に関する宸筆や命令では、規定の整備や法廷台帳の調査、過去の規定の無効化がイスタンブル法廷のカーディーに命じられた。しかし、そこには禁止対象の詳細な基準や禁止に向けた具体的な施策が示されておらず、それらは全てカーディーに委ねられたと考えられる。そこで次章以降、宸筆で言及された野菜取引を事例として、売買独占禁止令の発令以前の状況を整理しつつ、その執行や結果の実態についてイスタンブル法廷台帳の記述に拠りながら具体的に検討していきたい。

### 3. 独占禁止令以前の野菜取引

18世紀イスタンブルで消費された野菜の多くは、イスタンブル中心部・周辺部のほか、ボスフォラス海峡沿岸、マルマラ海東岸やイズミト湾沿岸などから供給された。各地の菜園 (bâğçe, bostan) で収穫された野菜は荷駄獣 (dâbbe) や小船 (kayık) によってイスタンブルに運ばれ、金角湾沿岸のエミノニュ地区に位置するセブゼハーネ (sebze hâne) やその前に集められた<sup>15</sup>。18世紀後半の法廷記録によれば、主な産地はイスタンブル中心部に位置するランガ・イエニ門 Langa Yeni kapısı やイエディクレ門 Yedikule kapısı の内外、イスタンブル周辺部のエユブ Eyyüb、ガラタ Galata、ウスキュダル Üsküdar、カスムパシヤ Kâsım paşa、カドユキヨイ Kadı karyesi、イエニ・バフチェ Yeni bahçe、バイラムパシヤ Bayrampaşa、ボスフォラス海峡沿岸のギョクス Göksu、サルイェル Sâriyâr、ブユクデレ Büyükdere、バイコズ Beykoz、マルマラ海東岸およびイズミト湾沿岸のトゥズラ Tuzla、タヴシャンジル Tavşancıl、ダルジャ Darıca、ゲブゼ Gekbûze、カルタル Kartal、ペンディク Pendik、ヤロヴァ Yalâk-âbâd、そしてマルマラ海北東部のプリンスイズ諸島 (アダラル) Adalar などであった<sup>16</sup>。また、1770～80年代のセブゼハー

ネには南瓜 (kabak)、茄子 (bâdincân) および乾燥茄子 (kuru bâdincân)、酸味のある未熟な葡萄 (koruk)、キャベツ (lahana)、ホウレン草 (isfânâh)、蕪 (şelcem, şalgam)、胡椒草 (tere)、玉葱 (soğan)、大蒜 (sarımsak)、空豆 (bakla)、タラゴン (tarhun)、二十日大根 (türb)、セロリ (kerefs)、「漬物の葉 (turşu yaprağı)」<sup>17</sup>、ルリジサの葉 (lisân-ı sevr yaprağı)、西洋長葱 (pırasa)、甜菜 (pancar)、トマト (Frenk bâdincân)、スベリヒユ (semizotu)、パセリ (mağdanos)、オクラ (bamyâ) および乾燥オクラ (kuru bamyâ)、モロヘイヤ (mülhiye) および乾燥モロヘイヤ (kuru mülhiye)、胡瓜 (hıyar)、インゲン豆 (fasulye)、エンドウ (bezelye)、カリフラワー (karnabit)、西洋南瓜 (balkabağı)、朝鮮薊 (enginar)、人参 (havuç) などの野菜が集められた<sup>18</sup>。

これらの野菜を産地からイスタンブルまで輸送したのは菜園業者 (bâğçevân) と呼ばれる者たちであった。その職業名から彼らは野菜の輸送だけでなく、菜園における経営や生産にもある程度関わったと推察される。法廷ではケトヒュダー (kethüdâ) やイートバシユ (yiğitbaşî) などの役職を持つ菜園業者が同業者を代表しており、都市商工民と同様の同職組合を組織していたと考えられる。ただし一般的な同職組合と異なり、ケトヒュダーに加えて「地方のケトヒュダー (taşra kethüdâsî)」が存在したほか、イートバシユは8名から成り、彼らは「8支部のイートバシユ (sekiz kol yiğitbaşîsî)」と総称された。イートバシユはそれぞれウスキュダル、カスムパシヤ、カルタル、イエニバフチェ、チェンガル村 Çengâl karyesi、エユプ、イエディクレ、バイラムパシヤの地名を付して「ウスキュダルのイートバシユ (Üsküdâr yiğitbaşîsî)」のように呼ばれた。このことから各イートバシユが自身の担当する地区の菜園業者を監督したと推察される。また、法廷記録をみる限りケトヒュダーと地方のケトヒュダーはすべてムスリムであったが、イートバシユには非ムスリムが就くこともあった<sup>19</sup>。

従来の規定では、セブゼハーネやその前に集められた野菜の仕入れは野菜小売商 (sebzeci) に固有 (mahsûs) とされ、他者の介入は禁止された。ケトヒュダーとイートバシユを役員とする同職組合を組織した野菜小売商はイスタンブルに164軒の店舗を構え<sup>20</sup>、ケトヒュダーや年長者 (ihtiyâr) の監督下

で平等に分配された野菜を公定価格 (narh) に従って消費者に販売した<sup>21</sup>。しかし18世紀半ば頃から果物小売商 (manav) が上記の規定に反してセブゼハーネで野菜を仕入れるようになり、さらにそれらを店舗 (dükkân, dekâkin) や倉庫 (mahzen) に退蔵した後、籠 (küfe) を背負う行商 (küfeci) <sup>22</sup>とともに公定価格よりも高値で販売するようになった。そこでは敢えて野菜小売商の店舗の前で販売するという暴挙もみられたが<sup>23</sup>、こうした違反行為に対して野菜小売商組合は訴訟を起こして対抗した。イスラーム暦1181年ラビーウ・アウワル月13日 (西暦1767年8月9日) 付の法廷記録に記された裁判では、野菜小売商の訴えを受けて従来の規定が確認されたが、それと同時に野菜小売商が必要な量の野菜を仕入れた後であれば、果物小売商や行商がセブゼハーネに残された野菜を仕入れることは合法とされた<sup>24</sup>。その後も同様の不正は幾度かみられたが、その都度カーディーは規定の確認や違反者への警告 (tenbîh)、勅令の要請などによって新たな規定の執行に努め、ときには違反者に対する処罰 (te'dib) の必要を政府に上申することもあった<sup>25</sup>。

その後、セルマーイエジ (sermâyeci) と呼ばれる果物商人<sup>26</sup>に対してもセブゼハーネで野菜を仕入れることが認められた。イスラーム暦1194年ズール=ヒッジヤ月7日 (西暦1780年12月4日) 付の法廷記録に記された裁判では、セルマーイエジが野菜取引への参入を強く要望した結果、野菜小売商や果物小売商や行商が仕入れた後に限り、セルマーイエジによる野菜の仕入れが認められたのである。ただし、セルマーイエジは店舗や倉庫に野菜を退蔵してはならず、店舗の前に野菜を置き、安価で人々に販売しなければならなかった。こうした規定の変更は、カーディーによって「以前に定められた規定の諸条件 (nizâmin şürûtu) に反しておらず、さらに誰もが不利益を受けない」と見做された<sup>27</sup>。

これまでみてきたように、セブゼハーネにおける野菜の仕入れは18世紀半ばまで野菜小売商が独占していたが、1780年までに果物小売商や行商、次いでセルマーイエジにも認められた。ただし野菜小売商の仕入れを優先するという条件が付されたため、野菜小売商の既存の利益や権利が大きく損なわれることはなかったと考えられる。こうした規定変更の理由について、例えば

イスラーム暦1191年ラビーウ・アウワル月29日（西暦1777年5月7日）付の  
法廷記録によれば、カーディーは「余剰の野菜は無駄（telef）になり廃棄  
（zâyi‘）される。これは所有者（菜園業者）が不当な被害を受ける（magdûr）  
ことになる。また住民には市場（çarşı ve pazar）に来られない者もいる。[行  
商が販売しなければ] 野菜の調達をめぐって彼らの苦しみや困窮（zarûret ve  
müzâyaka）を引き起こす」との見方を表明している<sup>28</sup>。こうした記述から、  
果物小売商らに向けた部分的な野菜取引の開放は、売れ残りの抑制と行商販  
売による供給の充実を目的とした施策であったと考えられる。

上記の裁定が下された約10年後、菜園業者による訴訟を契機として事態は  
更に動いた。イスラーム暦1202年ジュマダー・ウラー月下旬（西暦1788  
年3月上旬）の日付をもつ勅令の記録によれば、法廷に現れた菜園業者は依  
然として多くの売れ残った野菜が放置されているセブゼハーネの惨状を訴  
え、菜園業者が販売相手を自由に選ぶことができるように求めた<sup>29</sup>。この訴  
えに対するカーディーの最終的な裁定は、勅令の発布を受けて後日開かれた  
裁判において下された。イスラーム暦1202年シャウワール月11日（西暦1788  
年7月15日）付の法廷記録に記されたその裁判では、野菜小売商と菜園業者  
に加えてセブゼハーネ周辺の11軒の倉庫（mahâzin）を賃借する10人のムス  
リムと1人の非ムスリムも召集された。そこでカーディーは野菜の放置と朽  
廃を「シャリーアの観点から有害（zarar-ı şer‘îleri）」とし、売れ残った野菜  
を菜園に戻すことも同様とする見方を示した。その上で「当事者の現在の秩  
序と安堵（nizâm-ı hâl ve istirahat）」のため、菜園業者が自身の商品を自らの  
希望する相手に販売することを認め、野菜小売商の元にある過去の命令の記  
録（evâmirin kaydları）を無効（terkîn）とするように命じた。さらに売れ  
残った野菜については、先述の11人の倉庫賃借人（mahâzinin müste‘ciri）が  
買い取って倉庫に移し、そこで野菜小売商や行商や他の者に公定価格で販売  
することとされたのである<sup>30</sup>。

18世紀半ばから1780年にかけてイスタンブル法廷で行われた野菜取引をめ  
ぐる規定の改定では、野菜小売商に独占を認める従来のある方を踏襲しつ  
つ、他の業種にも一定の条件下で仕入れが認められてきた。しかし1788年に



おけるカーディーの裁定では、こうした従来の方針が根底から転換され、菜園業者の自由な販売が認められることとなった。このようにセブゼハーネの野菜取引では、セリム3世による売買独占禁止令の以前から独占の撤廃と自由化の試みがみられたが、このことは特に注目すべき事実といえよう。また、カーディーがこうした抜本的な変革に踏み切ったのは、菜園業者の訴状やカーディーの見解が示すように、それまでの規定の改定が野菜の売れ残りの改善に十分な成果をあげていなかったためと考えられる。

#### 4. 独占禁止令以後の野菜取引

第2章で述べたように、1789年に売買独占禁止を命じる宸筆がイスタンブル法廷のカーディーに伝えられ、野菜小売商とシャーリー商人の規定の整備や他の業種に関する調査が命じられた。同カーディーは直ちに菜園業者や野菜小売商やセルマーイェジを法廷に召集し、命令の内容を以下のように説明した。

各種の野菜はその所有者 (ashâb) が運び、その時の価値 (râ'ic-i vakt) に応じて人々 (ibâdullâh) や野菜小売商や他の者に販売すること。誰かによって独占の主張 (inhisâr iddi'âsı) がなされた場合、それが如何なる規定 (nizâm) や諸条件 (şerâ'it) に拠るのかを詳細に精査し、「光輝なる道 (şerî'at-ı garrâ)」に従い、またこの件に関して記された宸筆に則ることで、[そうした主張が] 何人にも不正や害悪 (gadr ve hasâr) を引き起こさないようにすること。そのように [規定が] 整備 (tanzîm) されるために [命令がなされた] <sup>31</sup>。

この説明を受けた上記の出廷者たちは「買い手 (müşterî) が独占の主張 (iddi'â-i inhisâr) から解放され、買い占めや退蔵 (iddihâr ve ihtikâr) からも解放される」と述べ、売買独占の禁止に賛同する態度を示した。その後カーディーと出廷者の間で菜園業者による販売の自由が再確認され、売買独占

(*inhisâr-ı bey' ve şirâ*) の禁止について合意がなされた。こうしてカーディーは野菜取引をめぐる規定の整備が完了した旨を政府に報告し、また商工民らの元にある勅令の記録 (*evâmir-i 'aliyyelerin kaydları*) を無効とするため、それらを回収し、所定の部局 (*kalem*) に保管するように命じる勅令の発布を要請したのである<sup>32</sup>。なお、従来の法廷記録において商工民の独占は「商工民に固有 (*mahsûs*) である」のように表現されるのが普通であったが、ここではその代わりにセリム3世が宸筆のなかで用いた「独占 (*inhisâr*)」の語が多用されている点に注意を払っておきたい。

史料をみる限り、以後の約1年間はこの新たな規定が野菜小売商らの間で概ね遵守されたと考えられる<sup>33</sup>。しかし1790年とその翌年に一部の果物小売商による不正行為が判明すると、再び野菜取引をめぐる重要な裁定がカーディーによって下される事態となった。イスラーム暦1204年ズー・アル＝カアダ月9日（西暦1790年7月21日）付の法廷記録に記された裁判では、エミノニュ埠頭 *Eminönü iskelesi* の周辺に店舗を構える5人の果物小売商が野菜小売商によって訴えられた。その5人とは両替商 (*sarrâf*) の店舗の隣に1軒の店舗を構えるイエニデュンヤー・ハーッジ・メフメト *Yeni-dünyâ el-Hâcc Mehmed b. Ahmed*、さらにその隣に1軒の店舗を構えるセイイド・オスマン *es-Seyyid 'Osmân ibn Hüseyin*、ヴァーリデ・スルタン・モスク *Vâlide Sultân câmi'-i şerîfi* の階段 (*nerdübân*) の下に1軒ずつ店舗を構えるアブドゥッラー・‘*Abdullâh b. Mehmed* とセイイド・イブラヒム *es-Seyyid İbrâhîm ibn es-Seyyid Mehmed*、イエニチェリの詰所 (*kulluk*) の隣に1軒の店舗を構えるセイイド・ハーッジ・ハリール *es-Seyyid el-Hâcc Halîl b. es-Seyyid Süleymân* である。野菜小売商の訴えによれば、野菜を搭載した小船がエミノニュ埠頭に到着すると、上記の5人はその野菜を所有者から仕入れた後、自らの店舗に退蔵 (*ihtifâ*) し、公定価格 (*narh-ı câri*) よりも高値で野菜小売商に転売して不当な利益を得ていた。この訴えを受けたカーディーは「いかなる商品でも退蔵はシャリーアやカーヌーンによって禁じられた悪行 (*şer'en ve kânûnen menhî bir hareket-i redî'e*) である」との考えを示した。そしてこの5人の店舗が野菜の揚陸されるエミノニュ埠頭に近く、以後も野菜を退蔵する可能性がある

として、彼らによる野菜の売買を禁止する裁定を下したのである<sup>34</sup>。

しかし、イスラーム暦1205年ズー・アル＝カアダ月4日（西暦1791年7月5日）付の法廷記録によれば、その後も先述のアブドゥッラーとセイイド・イブラヒム、セイイド・ハーッジ・ハリールの3人が依然として野菜の退蔵を繰り返し、さらにイエニチェリの詰所の向かいに1軒の店舗を構えるセイイド・アリー es-Seyyid ‘Alîと「コーヒー税関（Kahve gümrüğü）」の近くに店舗を構えるヴェリー Velîの協業者（müşterek）ハサンHasanの二人もその不正に加わったため、再び野菜小売商が訴訟を起こした。こうした不正行為が「野菜の不足（kıllat）や価格高騰（galâ）を引き起こしかねない」とする野菜小売商の主張を受け、カーディーはこの5人による野菜の売買を改めて全面的に禁止し、他者へ見せしめとして彼らへの処罰と懲罰（te’dîb ve gûşmâl）が必要であるとする裁定を下したのである<sup>35</sup>。1767年以降、果物小売商は合法的に野菜を仕入れることができるようになったが、これらの裁定によって彼らの一部はその権利を完全に失うこととなった。それまで売買独占の緩和・撤廃や売買の自由化が段階的に進められてきた野菜取引では、買い占めや退蔵の抑止が次の課題となり、その克服に向けて一部の小売業者による野菜の仕入れが再び制限されたのである。

## 5. おわりに

以上、本稿ではスルタン・セリム3世の命による1789年の売買独占禁止令について、宸筆文書の分析をとおしてその具体的内容と検討課題を整理し、その上でイスタンブルのセブゼハーネにおける野菜取引を事例として禁止令施行の実態解明を試みた。

イスタンブル法廷のカーディーに送られた命令（buyuruldu）では、野菜やシャーリーなどの売買に関する独占規定の無効や見直しが命じられたが、対象基準や執行をめぐる具体的な指示は示されなかった。これらはカーディーの裁量に委ねられたと考えられるが、今後、いかなる商品の売買独占がどのように禁止されたのかといった問題の解明には、法廷記録などの事例

の分析を更に進めていく必要があるだろう。

菜園業者によってイスタンブル中心部・周辺部やマルマラ海沿岸部などの各地からセブゼハーネに集められた多様な野菜は、18世紀半ばまで野菜小売商組合が独占的に仕入れを行ってきた。しかし1780年までに果物小売商や行商、セルマーイェジたちにもその仕入れが認められるようになり、さらに1788年には菜園業者の自由な卸売りが認められた。このようにセブゼハーネの野菜取引をめぐる独占の廃止と自由化の試みがセリム3世による売買独占禁止令の以前からみられたことは、特に注目されるべきであろう。こうした禁止令前後の独占をめぐる政策の連続性について、野菜取引以外の事例からも検討されなければならないであろう。すでに独占の廃止や自由化に同意した野菜取引関連の商工民にとって、セリム3世の禁止令に目新しさはなかったと推察される。ただし宸筆文書に現れた「独占 (inhisâr)」の表現が以後の法廷記録のなかで多用され、またカーディーと当事者の間で「規定の整備」が進められた事実から、この禁止令が野菜取引に一定の影響を与えたとみることはできよう。

18世紀半ば以降、果物小売商や行商、セルマーイェジらはセブゼハーネにおける野菜取引への参入に積極的な姿勢をみせ、しばしば不当な介入をも繰り返したが、その一方で野菜小売商が果物や他の取引に関心を示した形跡はこれまでの検討でみられなかった。今後、その要因についても考えていかなければならないであろう。また、深刻な食糧・物資の不足に直面していたとされる18世紀末のイスタンブルにおいて、セブゼハーネにおける野菜の売れ残りが問題視されていたという事実にも着目すべきである。少なくとも野菜に限っては、商品自体の不足ではなく、セリム3世の指摘したとおり商工民の独占に伴う流通の不備が価格高騰の要因となった可能性があるのである。これらの検証も今後の重要な課題といえよう。

## 注

- 1 Yi, Eunjeong, *Guild Dynamics in Seventeenth-Century Istanbul: Fluidity and Leverage*, Leiden; Boston: Brill, 2004, esp. pp. 105-110, 148-163.
- 2 Başaran, Betül, *Selim III, Social Control and Policing in Istanbul at the End of the Eighteenth Century: Between Crisis and Order*, Leiden; Boston: Brill, 2014, pp. 66-70, 91-93.
- 3 セリム3世期のイスタンブルをめぐる社会史研究については一先ず前掲のバシャランの研究を参照。商工民・同職組合史研究については、Faroqhi, Suraiya, *Artisans of Empire: Crafts and Craftspeople Under the Ottomans*, London; New York: I.B. Tauris, 2009, pp. 18-20, 118, 156-157; id., “In Quest of Their Daily Bread: Artisans of Istanbul under Selim III”, in Seyfi Kenan (ed.), *Nizâm-ı Kâdim'den Nizâm-ı Cedid'e: III. Selim ve Dönemi*, İstanbul: İSAM, 2010, pp. 167-182とそこであげられた諸研究を参照のこと。
- 4 Ergin, ‘Osmân Nûri, *Mecelle-i Umûr-ı Belediye*, İstanbul: Matba'a-ı ‘Osmâniyye, 1338/1922, pp. 647-648; Aynural, Salih, “18. Yüzyılın Sonunda İstanbul Esnafının Alım ve Satım Tekeli ve Gedik Hakkı”, *Türk Dünyası Araştırmaları*, 130 (2001), pp. 215-216; Akarlı, Engin Deniz, “Gedik: Implements, Mastership, Shop Usufract, and Monopoly among Istanbul Artisans, 1750-1850”, in *Wissenschaftskolleg zu Berlin Jahrbuch*, 1985/86, p. 228; id., “Gedik: A Bundle of Rights and Obligations for Istanbul Artisans and Traders, 1750-1840”, in Alain Pottage & Martha Mundy (eds.), *Law, Anthropology, and the Constitution of the Social: Making Persons and Things*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 2004, pp. 191-192.
- 5 これに関連して、馬具工組合や靴革商組合における禁止令施行の事例については、拙稿「オスマン朝下イスタンブルのサラチハーネと馬具工組合：同職組合の集会的店舗・工房に関する一考察」『西南アジア研究』第73巻（2010年）、60-62頁および「一八世紀イスタンブルにおける靴革流通と靴革商組合」『史学』第82巻3号（2013年）、94-96頁を参照されたい。
- 6 イスラーム研究所İslâm Araştırmaları Merkezi (İSAM) 所蔵のマイクロフィッシュを参照した。
- 7 Türkiye Cumhuriyeti Cumhurbaşkanlığı Devlet Arşivleri Başkanlığı, Osmanlı Arşivi (以下BOAと略記), HAT 9342.
- 8 宸筆文書の定義・様式・機能などについては、高松洋一「オスマン朝のハットウ・ヒュマーユーンについての一考察：切り取られたハットウ・ヒュマーユーンの検討を中心に」『東洋文化』第91号（2011年）、105-130頁を参照。
- 9 İstanbul Mahkemesi Şer'îye Sicil Defterleri (以下İŞSと略記) no. 65, fol. 70B.
- 10 Beydilli, Kemal, “Selim III”, in *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 36, İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi Genel Müdürlüğü, 2009, p. 421.
- 11 シャーリーはアンゴラ山羊の毛 (tiftik) を材料とする薄手の毛織物である

- (Kütükoğlu, Mübahat S. (ed.), *Osmanlılarda Narh Müessesesi ve 1640 Tarihli Narh Defteri*, İstanbul: Enderun Kitabevi, 1983, p. 362)。
- 12 BOA, HAT 9342. この宸筆を引用した文書には、先述の命令の記録 (İŞS no. 65, fol. 70B) に加えてBOA, C.İKTS 1085もある。
  - 13 18世紀イスタンブルにおける食糧・物資の密売や流出については、Faroqhi, *Artisans of Empire*, p. 111を参照。
  - 14 İŞS no. 65, fol. 70B.
  - 15 「野菜の家」を意味するセブゼハーネは、野菜や果物を広く扱う青果卸売市場である。遅くとも17世紀後半までに、イスタンブルに運ばれた野菜はセブゼハーネに搬入することが義務付けられた (Mantran, Robert, *Istanbul dans la seconde moitié du XVII<sup>e</sup> siècle: Essai d'histoire institutionnelle, économique et sociale*, Paris: Librairie Adrien Maisonneuve, 1962, p. 201)。果物の供給と後述する果物小売商 (manav) については一先ず拙稿「オスマン朝下イスタンブルにおける食料・物資供給に関する一考察：ウスキュダルの皮革・果物・花卉の供給を中心に」『史学』第79巻1-2号 (2010年), 178-185頁を参照されたい。また、イスタンブル周辺部の菜園に関する研究には、Faroqhi, Suraiya, “Supplying Seventeenth- and Eighteenth Century Istanbul with Fresh Produce”, in Brigitte Marin & Catherine Virlouvet (eds.), *Nourrir les cités de Méditerranée: Antiquité-Temps modernes*, Paris: Maisonneuve & Larose, 2003, pp. 284-286がある。
  - 16 İŞS no. 37, fol. 30B; no. 38, fol. 5B; no. 40, fol. 44A; no. 42, fol. 54A; no. 45, fol. 17B; no. 56, fol. 63A; no. 58, fol. 24A. マントランによれば、17世紀後半には東トラキアやエジプトからも空豆や乾燥野菜、エンドウなどが供給された (Mantran, *Istanbul dans la seconde*, p. 201)。
  - 17 ビルギンによれば強い酸味をもつ緑色トマトの葉 (kavata yaprağı) を指す (Bilgin, Arif, “Osmanlı İstanbul’unda Yemek Kültürü”, in Coşkun Yılmaz (ed.), *Antik Çağ’dan XXI. Yüzyıla Büyük İstanbul Tarihi*, vol. 4, İstanbul: İBB Kültür AŞ.; İSAM, 2016, p. 190)。
  - 18 İŞS no. 29, fol. 49A; no. 34, fol. 66B; no. 37, fol. 30B; no. 38, fol. 5B; no. 40, fol. 44A; no. 45, fol. 17B. cf. Kütükoğlu, Mübahat S., “XVIII. Yüzyıl Sonlarında İstanbul Piyasası”, in İstanbul Üniversitesi Tarih Araştırma Merkezi (ed.), *Tarih Boyunca İstanbul Semineri, 29 Mayıs - 1 Haziran 1988: Bildiriler*, İstanbul: Edebiyat Fakültesi Basımevi, 1989, pp. 231-238.
  - 19 İŞS no. 56, fol. 63A; no. 58, fol. 24A.
  - 20 İŞS no. 56, fols. 59A, 63A; no. 58, fol. 24A. 野菜小売商の出廷者を見る限り、成員の多くは非ムスリムであったと推察される。ケトヒュダーはムスリムに限られたが、イートバシユには非ムスリムも就いた (前掲史料およびİŞS no. 42, fol. 54A)。
  - 21 Kal’ a, Ahmet (ed.), *İstanbul Ahkâm Defterleri İstanbul Esnaf Tarihi*, vol. 1, İstanbul: İstanbul Araştırmaları Merkezi, 1997, pp. 123-125.
  - 22 行商の詳細は不明だが、イスラーム暦1190年ジュマダー・アーヒラ月15日 (西

暦1776年8月1日)付の法廷記録には、6人のムスリムと5人のユダヤ教徒を含む40人以上の行商が出廷したとある (İŞS no. 38, fol. 37A)。

- 23 İŞS no. 29, fol. 49A; Kal'a, *İstanbul Ahkâm Defterleri*, vol. 1, pp. 123-125.
- 24 İŞS no. 29, fol. 63B.
- 25 İŞS no. 34, fol. 66B; no. 37, fols. 30B, 33B; no. 38, fols. 5B, 37A.
- 26 セルマーイエジは自らの資金 (sermâye) を用いて協業者 (şerik) に産地での果物などの調達やイスタンブルへの輸送を行わせたほか、イスタンブルでの小売りも担った。また、時季に先駆けて収穫された「走り物 (turfanda)」の調達や販売も彼らに認められていた (e.g. İŞS no. 24, fols. 13A, 33B; no. 40, fol. 44A; no. 58, fol. 22A; BOA, C.İKTS 382, 4233)。
- 27 İŞS no. 47, fol. 21B.
- 28 İŞS no. 40, fol. 44A. cf. İŞS no. 45, fol. 17B; no. 46, fol. 88A.
- 29 İŞS no. 65, fol. 62A.
- 30 İŞS no. 56, fol. 63A; no. 65, fol. 62A.
- 31 BOA, C.İKTS 1965.
- 32 BOA, C.İKTS 1965.
- 33 その間、野菜小売商や果物小売商らが他者の売買に不当に干渉し、それが訴訟に発展することもあったが、そうした不正や訴訟が売買独占の禁止に重大な影響を与えた形跡はみられない (e.g. İŞS no. 58, fols. 22A, 69A)。
- 34 İŞS no. 58, fol. 73A.
- 35 İŞS no. 59, fol. 43A.